

日時：令和5年(2023年)10月31日(火)13:30～15:00

場所：かでの2. 7 会議室

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

議題：別添「会議次第」のとおり

《開会》

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

定刻になりましたのでただいまより、令和5年度北海道子ども未来づくり審議会、第3回困難女性支援部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

開会にあたりまして、北海道保健福祉部の森子育て支援担当局長よりご挨拶申し上げます。

【保健福祉部 森子育て支援担当局長】

皆様こんにちは、子育て支援担当局長の森でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、本日の部会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本部会は、今回で3回目となります。

本日は困難女性支援等に係る計画の素案についてご審議をいただくこととしております。

これは今後、道議会への報告や、広く道民の皆様からの意見をお伺いする際に、お示しするものとなりますので、委員の皆様からの忌憚のないご意見を聞かせたいと考えております。

なお、皆様もうご承知だと思いますが、11月12日から25日の間が「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間となっており、全国でも「パープル・ライトアップ」を実施するなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけております。

道でも、11月17日から20日までの間、庁舎内でパネル展を実施することとしておりますので、この場を借りしてご案内をさせていただきます。

本日は限られた時間でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

《部会成立宣言・その他》

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

本日の委員の出席状況ですが、川田委員、田中委員におかれましては都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますが、現時点で委員5名のうち、3名の委員によるご出席をいただいております。北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例、第27条第2項の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。まず北海道保健福祉部子ども政策局の森担当局長です。私、本日の司会進行を務めます子ども家庭支援課の武藤です。それから子ども家庭支援課の中出主査でございます。続きまして関係職員といたしまして環境生活部道民生活課女性支援室の小林主幹、小牧係長、それから道立女性相談援助センターの竹本所長、野邊主査、以上関係職員出席しております。

続きまして、本日配付させていただいている資料を確認させていただきます。会議次第、出席者名簿、座席表、それから資料1、資料2、資料3となっております。なお資料3、計画素案のものですけども、こちらにつきましては、事前に送付させていただいておりますものと、中身は一切変えておりません。本日お配りしたのものには資料3と番号を振らせていただいております。何か不足があればお申し出ください。続きまして本日の会議ですが、概ね15時30分の終了を予定しております。それでは早速議事に入りたいと思いますので、ここからの進行を平井部会長にお願いしたいと思います。それでは平井部会長どうぞよろしくお願いいたします。

《審議事項（1）》

【平井部会長】

皆様お疲れ様です。それでは議事に入らせていただきます。

審議事項（1）各部会委員会からの意見に対する対応状況について事務局から説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援課 中出主査】

保健福祉部子ども家庭支援課の中出です、よろしくお願いいたします。

資料1につきましては、前回の部会でいただいた意見と部会後にいただいた意見をまとめたものになります。まず前回の資料1に関するご意見ということで、札幌市との連携ということについて、1回目にもご意見いただいたものに対するご回答ということで、道としては札幌市だけでなく、道内市町村との連携ということで、計画の中でも盛り込むべきことと考えております。

第2章の1の（9）アフターケアについてですが、こちらについては、計画の中のアフターケアの部分の取組に、民間団体の取り組みと連携したアフターケアということで盛り込んでいきたいと思っています。

次に2章の2の（4）支援調整会議について、設置要綱などについては来年度に入ってから設置要綱正式決定しまして、メンバーとなる機関に依頼することを想定しております。

その他要望事項ということで、シングル女性に対する啓発や相談、支援についてですが、こちらについては取り組みの中で参考にしていきたいと思っています。

次に、前回の資料2の法定協議会支援調整会議についてのご意見について、支援調整会議と法定協議会の機能を合わせるということで、道の方で検討しておりまして、要対協に民間団体が入れなと問題というのがあったのですが、そちらについては所管部署の方に伝えております。

次にDV連絡会議、現在あるものについて内容が定番化しているということで、実際のケース支援につながるような開催方法の検討ということでしたが、こちらは改善されるよう努めて参りたいと思います。

法定協議会と支援調整会議については、道の方では段階的な会議ということで、少なくとも2段階は必要と考えております。

続きまして2ページ目に行きまして、支援調整会議の自治体数の目標値などについてであります。こちらについては、まずは道の中できちんと組織をして、14振興局単位で何らかの会を設けて行きたいと考えております。

次に支援ハンドブックについて、現在、平成23年度に北海道で発行したハンドブックを使用しているところで、こちらのリニューアルについて検討してほしいということだったのですが、それについては、今後、DVの方の変更点や、困難女性支援法の方も盛り込んだ形で、これから検討していきたいと考えております。

職務関係者の研修人材育成の充実といった項目の中に、人材確保を追加してそれに関する文言を追加して欲しいということでご意見をいただきましたが、こちらについてはご指摘の点を踏まえまして、最終的に検討していきたいと思えます。

最後、女性相談支援員等に関する事項で、支援員やセンター職員の専門性等について、ご意見をいただいたところですが、こちらについてはご意見として参考として参りたいと思えます。以上です。

【平井部会長】

ありがとうございます。今の事務局の説明に対して何かご質問ございませんか。

特にないようですので、次の審議に入らせていただきます。

それでは審議事項（２）に移ります。北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）素案の第１章について事務局から説明をお願いいたします。

《 審議事項（２） 》

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

それでは私の方から、基本的には資料２に基づきまして、計画の内容につきましては、事前に送付させていただいたものをご覧いただければと思えます。

まず第１章、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針ということで、１は基本的な考え方、資料の概要に基づいて説明します。

策定の趣旨については今回お配りした素案の１ページに記載しております。まず困難女性支援法に基づいて、困難女性支援計画を新たに策定するという事。それから配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力防止計画を策定するという事、現在道では、令和５年度までを計画期間とした第４次計画を策定しておりますので、新たな計画を見直して作るということです。これら政策的に関連の深い二つの計画を困難女性支援計画として一体的に策定するという趣旨としております。

（２）の計画の位置づけについては、素案の２ページに記載させていただいております。困難女性支援法、配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画として策定するものでございます。

（３）の他計画との関連ということで、道庁でいろんな計画を策定しており、この２ページに記載しておりますが、北の大地☆子ども未来づくり北海道計画、あるいは、北海道男女平等参画基本計画などと整合性を図って今回の新たな計画を策定していくこととしております。

（４）計画の期間、これも２ページに記載しておりますが、令和６年度から令和１０年度までの５年間としているところでございます。

続きまして、２の現状及び課題について、まず（１）の現状ですが、これは素案の２ページから８ページに記載しております。まずは主なものとして、道立女性相談援助センターでの利用状況ということで、素案の３ページの方をご覧いただければと思えます。上段の方に、相談の推移ということで、概要の方にはですね、令和４年度、４,５０１件の相談がございました。平成２９年度から比較してほぼ変わっていないということが言えるかと思えます。

なお一番下に、年齢別相談受理状況ということで参考に記載しておりますが、２０歳から２９歳代３９４件で、３０歳代以上と比較して、やや若年層は相談受理件数が低いのかなということがひとつ言えるのかなというふうに思っております。

概要の方に戻りまして、相談、女性相談支援員、設置市における相談件数ということで、こち

らの5ページの方に記載をしております。令和4年度、8,680件の相談があったところです。過去5年、平成29年度は9,640件ありますので、この状況を見ると、あまり状況は変わっていないのかなということが言えるかと思えます。

続きまして、配偶者暴力被害者相談機関の相談状況ということで、こちらの素案の6ページの方に記載させていただいております。一番上段の表ですが、道の配偶者暴力相談支援センター他、民間団体等含めまして、令和4年度の合計は12,762件の相談があったところでございます。平成29年度と比較しましても、状況は同じような推移できているのかなということが言えるかと思えます。

続きまして民間シェルターの相談件数ということで、素案の8ページの方に記載させていただいております。こちらの状況ですが令和4年度、4,481件の相談がございました。平成29年度4,767件と比較して、その後の推移を見ても、相談件数の推移はほぼ同じような状況になっていると言えるかと思えます。

続きまして、概要の(2)課題の状況です。ここは本体の素案の9ページに記載をさせていただいております。概要の方で説明しますが、相談者の年代が20歳代以下の相談割合が少ないということは、先ほど説明申し上げましたが、ここから、ひとつは若年層の支援を必要とする女性の把握がなされていないのかなという推測、もう1点は若年者への支援施策等の認知度が低いと推測されるというふうに我々も分析したところであります。

2点目としましては、道立女性相談援助センターでの支援ということで、現在センターの方では、電話及び来所相談が行われていますが、これらの相談が困難な方への対応ということがひとつ課題と言えらると思えます。

それから、自立支援部門の有効活用ということで、5ページ中段位の表で、入所者の状況が令和4年度利用なし、平成29年度から推移を見ても一桁の状況がずっと続いているという状況で、この有効活用がひとつ課題というふうに考えているところでございます。

概要に戻りまして、3点目ですね、民間支援団体が無い振興局管内があるということで、現在道の方で委託等ご協力をいただいている民間シェルターは、7振興局管内に8団体あるところですが、空白の振興局についてもやはり何らかの支援をしていただける民間団体が必要かなと考えているところでございます。

そこで、前回お示しできなかった3の基本目標でございます。ここは概要9ページから10ページに載せておりますが、この資料2の方でいきますと、5点、まず今回、国の指針に基づきまして、具体的な目標値を考えてみました。

まず女性相談支援員の配置人数ということで、この計画期間中に、全ての市に設置することを目標に掲げたいと考えております。現在、北海道には35の市がございます。基本的に町村につきましては、北海道が福祉事務所という役割を持ってカバーするというに鑑みまして、市の方に女性相談支援員の設置をしていただきたいというふうに考えているところです。

続きまして2、協働する民間団体数ということで、課題のところでも申し上げましたが、まず全ての振興局管内に立ち上げることを目標としたいと考えております。

続きまして3、支援調整会議の設置市町村数ということで、道では計画にも記載しておりますが、来年度立ち上げる方向で今検討しているところですが、これにつきましても、まずは全ての市に設置をしていただきたいと考えているところでございます。

4点目としましては、相談支援担当者の研修受講率ということで、女性相談支援員の研修受講率の向上。

最後5点目、相談窓口の認知度ということで、道及び市町村の広告媒体の周知、SNS等を活

用しまして、認知度の向上を図っていきたいと考えております。なおこれにつきましては、具体的な数値は現段階で困難ですので、手法について記載をする方向で考えているところでございます。

第1章については以上です。

【平井部会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明のあった、基本計画の素案の第1章について審議していきたいと思えます。委員の皆様からご意見、ご質問受けたいと思えます。

はい、山崎委員どうぞ。

【山崎委員】

前回もちょっとお話したのですが、計画期間は5年ということですが、法の附則の第2条には、施行後3年を目途として、この法律の状況について検討を加えて、所要の措置を講ずるとなっているのですね。もし3年の見直しの時に例えば国が基本方針等の見直しを行った場合は、それに合わせて北海道も基本計画の見直し等を行うという、そういったお考えはありますでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

はい、まずは国の基本方針の動向を見て、その必要性があると判断すれば、他都府県の状況も踏まえて、見直しについては考えていきたいと思っております。今ちょっと確定的なことは申し上げられませんが、そのような考えは持っております。

【山崎委員】

はい、わかりました。

それから、各号の対象者の定義等ということで、交際相手というのは共同生活を営んでない交際相手、いわゆる恋人というふうに表記するというので、これはDV防止法の対象にはなっていないので、困難女性支援法の範疇になるのかということと、あともう一つ、パートナーの定義なのですが、平成31年に策定されましたDV防止法の基本計画の1ページの冒頭に、配偶者、交際相手、パートナーなどそれぞれ定義がなされているのですね。それで交際相手というところで、共同生活を営んでない交際相手いわゆる「恋人」（同性を相手とする交際を含む）というふうな文言が入っているのですね。それで、この計画の定義にもやはり同性相手を含むという文言を入れたほうがいいのかと思いますので、その辺ご検討よろしくをお願いします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

今のご意見につきましては、検討させていただきます。

【平井部会長】

他ございませんか、山田委員お願いします。

【山田委員】

山田でございます。すいません、ちょっと戻ってしまったのご質問になるのですが、先程の資料1の中で、支援調整会議の持ち方等についての意見に関連して、法定協議会とDV連絡

会議と出てきているのですけれども、すいません、私ちょっと不勉強で、この法定協議会というのは、DV連絡会議のことだと思い込んでいたのですが、こちら法定協議会っていうのは、何の法で法定されている協議会ということでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

今までのDVの協議会、我々持っているのですが、それが今回DV法の改正に伴いまして、法律で明記されたということで、便宜的に「法定協議会」とさせていただいております。

来年施行されますDV防止法の改正で、5条の2というところに新設されて、関係機関等から構成される協議会を設けることとなっており、名称はきちんと決まってないのですが、便宜的に法定協議会というふうにさせていただいております。

【山田委員】

わかりました。そうすると資料1の下から2段目の所にDV連絡会議は内容が定番化しているのとあるのですけれども。今までは法定で努力義務がなかったけれども、DV連絡会議という会議が設置されていて、来年の施行以降は法定協議会になるので、事実上これは同じ機能を持つ会議というふうに理解してよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

現段階で我々そのように考えておりまして、メンバーも多分ほぼ重複される方が想定されますので、基本的に二枚看板を今のところ考えているところでございます。

【山田委員】

二枚看板というのは支援調整会議と、法定協議会の看板を掲げて、会議を開くという趣旨ですね。はい、わかりました。

それで、基本目標についてですが、Ⅲのところですべての市に支援調整会議が設置されること、というふうに目標が設定されていまして、これについては望ましいことなのかなと思うのですが、繰り返しになりますけれども、内容が形骸化しているように現時点で見受けられる会議がありまして、ちょうど先日、空知のDV連絡会議に私が所属している委員会の弁護士が参加したのですが、基本的には、道立援助センターと道警さん、あと道の1年間の統計の事などお話しただいてそれを聞く。その後、一応ケースについての報告もあったようなのですが、あまり意見交換がされるというようなことが想定されていなくて、報告として終わっていくというようなことで、このままだともう書面開催で良いのではないかというような状況だったと。より活性化させるためにどういうふうにしたら良いのか、弁護士会からも意見を積極的に言った方が良いのではないかという意見が委員会でも出されていたところでした。この機にぜひ活性化させていただきたいと思います。具体的な個別ケースで開く支援調整会議も、二段階で考えられているということで必要だと思うのですが、全体の連絡会議でも、やはり支援が困難だったケースを各関係機関が題材としてそれについてどのような困難があったのか、それを乗り越えるためにどういう工夫をしたのかとか、もしくは工夫したけれども課題として残ったところはどこなのかということまで報告をしたり、そこで情報共有をしたり、こういう工夫があり得るのではないかというような、意見交換ができることより良いかなと思っています。同じ会議で、援助センターと道警さんの資料の報告を何度も聞くということになると、じゃあ欠席するかなというようなことにもなりかねなくて、そういった基本資料、基本情報は本当に資料配付していただいて、少し報告

すればもう足りることなのかなと思いますので、弁護士会としても、弁護士は具体的なケースを扱っているという利点といますか、提供できる情報を持っていますので、振っていただければ、具体的なケースについて、皆さんで協議する題材を提供するという事はぜひ行っていきたいと思っていますので、この機に会議の活性化の事をお願いしたいと思います。以上です。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

山田委員のご指摘のとおり、形骸化することなく、会議のあり方について内容を工夫させていただいて、開催できるように取り組んでいきたいと考えております。

【山田委員】

お願いいたします。

市町村によっては、やはり規模も小さくて、なかなか自分達でいきなり会議やってくださいと言われても、どんなものを開いたら良いのかわからなくて、とりあえず集まっていたみたいなことになってしまうかなと思いますので、道の方でモデルケースといますか、こんなような会議を持ったかどうかというような提案などをしていただくといいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

支援調整会議につきましては、法律でも道も含めて努力義務規定となっておりますので、やはり市においてはですね、札幌市から人口1万人を切る市もありますので、なかなか全部は、正直難しいかなという思いはあるのですけれども、全部に設置できるように我々も組んでいきたいと考えております。

【山田委員】

はい、ありがとうございます。私も全部じゃなくて、振興局単位でもいいのかなと。同じ事を沢山やるというよりは、ある程度小さい規模の市はいくつかまとめてやった方が効率的だと思いますし、例えば弁護士もじゃあ全市に派遣できるかという、なかなか難しいところがあるので、ある程度一単位にまとめて行った方が、内容も充実させやすいのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

【平井部会長】

ありがとうございます。他ございますか。はい、山崎委員。

【山崎委員】

9ページの課題のところの、相談者のニーズに応じた支援体制というところで、女性相談援助センターの自立支援部門において、利用者が少ないというところが一つの課題となっていると思うのです。前もちょっとお話したかなと思うのですが、ハード面を見ると、1階2階がDV被害者の緊急一時保護で、逃げ隠れして、すごく場所も秘匿な状態で、加害者対応も慎重にしないといけない。その建物の3階に今度は地域に開かれるべき、その地域でどうやって自立していくのかという女性を支援する部署が入っているということでは、やはりなかなか職員の方もどうやってマネジメントするのかというのも大変ですし、そういうことを考えると、別に新しい建物を造るということではなくて、緊急一時保護と自立支援部門を分けた建物にすることを検討する

ということを基本計画に入れていただきたいなと思っています。

自立支援部門は、ニーズはあると思うのです。うちの相談でもすごく若い女性が、親から虐待で逃れてきた人ですとか、そういった方が入りたいというお話があるので、ニーズはあるので、そういうのをちゃんと手配すれば、または、他の市町村と連携して、一時保護は北海道でやって、自立支援部門は他の市と連携してやるみたいな、いろんな方法はお金をかけなくてもきっと出てくるかなと思うので、ぜひその辺の検討をお願いしたいなと思います。

それともう一つは、一時保護件数や施設入所者数ということで、入所にあたってはいろんな制限があるということで一時保護に至らないケースもある。安全確保のために、利用者の理解を求める必要がありますというふうに話されていますけれども、今、国の方でも、携帯電話を使うことも一律に禁止するのではなくて、スマホのそういうリテラシーなんかも含めて、教育も含めて、利用希望者の理解を求めるということではなくて、利用者のニーズに即した対応を検討するというふうな文言に変えれば、色々と世界的にも今、スマホのことなんかはすごく大きな課題になっていますので、その辺をちょっと書いてもらえたらなと思いました。以上です。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

まず、前段の女性相談援助センターの建物のあり方については、今現実的に計画で記載するのは困難かなというふうに考えております。必要があってそういう建物を道として造っているわけですから、それを否定することについての記載は、今現在、私の中では難しいなと考えており、今後、あり方については、別途女性相談援助センターとも話し合いながら、検討させていただきたいと思います。

後段の記載の方につきましてははですね、ちょっと検討させていただき、最終的に文言に盛り込むように検討させていただきたいと思います。

【平井部会長】

はい、他にございませんか。

【山田委員】

山田でございます。

同じ内容になってしまうのですが、今の④の道立援助センターの自立支援部門の点に関連しまして、私もニーズは非常に高いと思っていますので、ステップハウスですとか、あじーさんの若手の女性の方も、DVに限らないシェルター的な機能を持っている施設ですとかについても、やはり私が会っている女性の方々に、親からの何らかの不適切な対応があって、家を出たいけれども、なかなか出るのに苦労するという方が、いきなり家を借りるというよりは、そこまでのステップになる場所に対するニーズというのは非常に高いと考えています。それを道立援助センターの自立支援部分が果たせるかということ、なかなかあそこに入るという選択肢は取りづらいというのが現実で、この数値に表れているのだらうと思います。ですので、自立支援部門をどうしていくかというのが一つ課題としてご検討いただきたいですし、それ以外に、ステップハウスのような場所を、現在ある施設を有効活用して、ぜひ民間だけではなく、公的な設備として準備していただけるとより受け皿になるのかなと思いますので、同じ内容ですがご検討をお願いしたいと思います。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

ご意見については、今後参考にさせていただきます。

【山崎委員】

基本目標のⅠのところ、令和10年度までに全ての市に女性相談支援員が配置されることを目指しますということで、実際に札幌市もそうなのですが、女性相談支援員が1つの部署に1人しかなくて、1人が風邪ひいちゃったらどうするのという状態なのですよ。ですので、少なくとも最低2人は各地に配置していただきたいですし、相談支援員はその部署で1人だと、誰にも相談できなくて孤立している支援員の方もすごく多いので、そういった意味でも2人体制にしていきたいということと、あと前回の繰り返しになってしまうのですが、やはり待遇を会計年度任用ということではなく、専門性の高い職員として身分保障もしていただきたいというふうに思っています。それはちょっと基本計画の文言に入らないかもしれないのですが、それぐらい大事な仕事なのだという捉え方で相談員さんの待遇を考えていただきたいと思います。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

今の待遇の件につきましては、山田委員からも、追加でご意見をいただいているところで、我々も重々認識はしているのですが、財政的な部分も含めまして、今後どうできるのか検討させていただきたいと思っています。

人数の部分につきましても、計画に盛り込むかどうかは別にしまして、そういう必要性については認識しておりますので、今後、各地に呼びかけ等はさせていただきたいと思っております。

【平井部会長】

他、ございませんか。

すいません、私の方からもう一点、昨日、事務局に問い合わせさせていただいて、急遽資料を作っていただいたのですが、3ページの年齢別の相談件数がありまして、この内DV相談が何件というのがあるのですが、その他の相談はどのような内訳ですかということで質問させていただきました。そうすると、40代50代60代、若年層もそうですけれども、夫婦離婚相談に次いで、やはり家庭の相談ですとか、そして自分の問題というのがとても件数が多いのですよね。ここに本当の困難を抱える女性の課題があるのではないかと思います。枠としては自分の問題とかいう項目になっているのですが、こういう自分の問題として思っていることが、実は社会背景があるとか、色んなことを抱えていると思うので、ここの人たちが、きちんと相談支援に繋がるような計画を作りたいなと思うのです。

例えば2ページの(5)ですが、対象者の定義等でも、ここにも家庭の状況や、地域社会の関係性その他様々な事情とは書いてくださっているのですが、地域社会との関係性ということであれば、例えば、孤立とか孤独ということも入ると思うのですが、そういう文言をもう少し具体的に入れていただくということはちょっと難しいですか。計画案を見たときに、自分もそこに入るのだというような事がわかればいいなというか、支援者もそういうことがわかればいいなと思うのですが。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

はい、そちらについては、もう少し検討させていただきたいと思います。

【平井部会長】

どうしても今、生涯未婚率も女性 50 代で約 18%なので、生涯単身の方ももちろんいますし、いつも同じようなこととお話させていただきますけれど、アフターシングルマザーですよ。その方々も、急に相談先がなくなったり、経済的な支援がなくなったりと本当に困窮するのですけれど、ここにあるような、自分の問題として相談して良いというふうに思われてない方も沢山いるので、そういうことがあれば広がるかなと、困難女性支援法でもそういうような、窓口を広げて相談を受けるといことも書かれていますので、ぜひご検討いただければと思います。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

はい、わかりました。

【山崎委員】

後のハンドブックの関係にもなってくるのですが、まずハンドブックの改正をして、そして支援者や相談員が使いやすいようにする。

あとはですね、当事者のためのハンドブック、自分が 40 代で子供がもう大きくなっちゃって、こういう困難を抱えてますみたいな人はこういう支援がありますよ、DV被害者だったらこんな支援を使いますよという、当事者のためのハンドブックというのをもひとつ作っておくと、凄く当事者にとっては使いやすいし、自分も対象なのだとわかると思うので、予算のこともあるかもしれませんが、ご検討願えればお願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

それについては検討させていただきます。

【平井部会長】

はい、ありがとうございます。

やはり女性ならではの、単身者でも家族ケア、親の介護であったり、自分の病気であったりと、それぞれ相談窓口は、例えば介護であれば介護の相談窓口もありますし、病気であれば病気の相談窓口もあるのですが、やっぱりそこが重なり合うことでとても困難になってしまうので、そういう当事者向けのハンドブックというのがとてもわかりやすいかなというふうに思います。

他、何かありませんか。

はい、次、第 2 章に移らせていただきます。北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）素案の第 2 章について、事務局から説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

資料の概要の 2 ページをご覧くださいと思います。まず 1 の支援の内容についてということで、(1) から (9) まで整理をしております。

まず (1) のアウトリーチ等による早期の把握ということで、これは自治体の広報媒体等を活用した啓発、あるいはメールや SNS 等を活用した相談対応の整備ということを主な取り組みとして掲げております。

(2) の居場所の提供ということでは、民間団体等と連携した気軽に立ち寄れる場の確保、あるいは今既存であります、地域食堂なども幅広い年代の方が利用できる居場所との連携というこ

とを取組に掲げております。(1)(2)については、10ページの方に載せております。

続きまして(3)と(4)については11ページの方に記載しております。

まずは相談支援ということで、主な取組としましては、道立女性相談援助センターによる相談支援、あるいは北海道で委託している、性暴力被害者相談支援センター北海道、通称さくらこ、あるいはにんしんSOSほっかいどうサポートセンターと連携した相談支援ということを取組に入れております。

(4)一時保護につきましては、道立女性相談援助センターによる一時保護、あるいは今もやっておりますが民間シェルター等による一時保護委託ということを取組に掲げております。

(5)から(7)につきましては12ページに記載しております。

まず(5)の被害回復支援ということでは、道立女性相談援助センターによる支援、あるいは医療機関等と連携した支援、ということも取組に掲げております。

(6)日常生活の回復支援ということで、これも同じくセンターでの生活・日中活動支援、あるいは民間団体等と連携した、回復支援計画の策定・実施ということを取組に掲げております。

(7)の同伴児童等への支援ということでは、児童相談所、あるいは市町村の所管部局と連携、また教育委員会、学校との緊密な連携という取組を掲げております。

(8)自立支援につきましては、13ページに記載しております。道立女性相談援助センターでの自立支援、あるいは民間団体等に委託による自立支援ということを取組としております。

最後、アフターケアにつきましては15ページに記載しております。これも同じくセンターでのアフターケア、あるいは市町村と連携した、継続的なフォローアップということを取組に掲げております。

続きまして2の支援体制につきましては、まず(1)のですね、道立女性相談援助センター、女性相談支援員の体制ということで15ページに掲げておりますが、まずセンター等を中心とした情報共有、あるいは連携体制の確立、それと市町村の女性相談支援員と連携した支援の実施。

(2)民間団体との連携から(4)支援調整会議については、16ページに記載しております。

まず(2)につきましてはですね、支援調整会議を活用した相互連携、或いは民間の支援団体との意見交換の場の設定。

(3)の関係機関と連携体制ということでは、同じく支援調整会議を活用した相互連携、あるいは児童相談所や市町村との連携。

(4)の支援調整会議につきましては、道本庁、市町村、道立女性相談援助センター、あるいは民間団体等との関係機関で構成する支援調整会議を設置するということをして設けております。なおここで、先程お話に出てきました、DVの法定協議会を兼ねるということにしたいと思っております。

(5)から(7)につきましては17ページに記載しております。

まず(5)の教育啓発につきましては、ホームページなどによる相談窓口や制度の周知啓発、あるいは学校関係者との連携による教育啓発。

(6)人材育成につきましては、関係職員に対する研修の実施。

最後、(7)調査研究等の推進につきましては、国あるいは民間団体の取組について情報収集、また必要な実態調査の実施こういうことを取組として掲げております。

第2章につきましては以上です。

【平井部会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました、基本計画素案の第2章について

て審議して行きたいと思います。委員の皆様、ご質問ございましたらお願いいたします。

山崎委員お願いします。

【山崎委員】

10 ページの1のアウトリーチについて、そのアウトリーチのイメージというのかな、例えば、何かあったら保健師さんが自宅に訪問に行くとか、そういうのはあるのですが、働きかけとしては教育機関ってすごく大事だと思うのです。学校で、「あなた達が生き延びるためにはこういう方法がありますよ」ということは授業で教えないので、例えば、さっきの当事者が使えるようなハンドブックができたなら、こういうことができるのだということを、教育機関に北海道がアウトリーチをして、そして子どもたちが、どうやったら自分は生き延びられるのだろうかという、そういう術を身につけるとい、そういう働きかけもひとつありかなと思っていて、SNS やメールは、自分からアクセスしなければならないので、その辺もちょっと考えていただけたらいいかなと思っています。

その時に、これもとても大変な要求ではあるのですが、ご本人が持っている、例えば生き延びるために、自分はこういう行政機関に来ました、ここで行政機関ではこんなことしてもらいましたと、行政機関の人がチェック入れて、それを持って次はこっち行ったら、こういう支援をしてもらいましたというのを持って歩いて、自分はこういう支援を受けたというような自分のカルテ、お薬手帳みたいなものというの、凄くありかなと思っていて、久留米市では実際にやっていて、すごく活用されているのですけれども、そういうものを作るとか。

あと行政機関支援者は、共通のアセスメントシートを作るとか、そういった、私たちが使いやすい記録の整備がされれば、1番最初の市町村の、今年相談員になったばかりですという人も、とても相談を受けやすくなるし、安心するのではないかなと思うので、そういった記録の整備もお願いしたいなというふうに思いました。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

教育の関係につきましては、当然重要なことだと認識しておりますので、ここではなくて、2の(5)教育啓発の欄を設けていますので、そちらの方で基本的に整理させていただくといったことかなと思います。

ただ、今のご意見等につきましてはですね、今後関係者の会議等で検討させていただくべき事項かなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

【平井部会長】

他ございませんか。では私の方から。

アウトリーチとその相談支援(1)と(3)に関わると思うのですけれども、生活困窮者自立支援法はまた別途あります。で、相談支援窓口もありますが、やはり、そこと連携することがとても大事なのではないかと思います。昨年度ですけれど、私の方も生活困窮者プラットフォーム事業ということで連携させていただいたのですが、その困窮者の相談窓口に行った方が、いろんな支援団体と繋がったり、公的な支援に繋がったりというようなことと、また私どものような所に相談に来た方を、そちらに繋げるというようなことがあります。是非そういう困窮者相談窓口と連携していただきたいなというふうに思います。

また新たに、北海道ネットワークという団体も立ち上がって、いろんな団体が入っておりますが、相談付きのフードバンク事業というのを始められております。ただ、アウトリーチにもなる

のです。食料を届けますって言うと、割と訪問を受けてくださる。その食料を届けながら信頼関係を築いていって、困難な事とか課題とか困り事の相談を受けていくということで、そういうようなことで、プラットフォーム事業ともぜひ連携していただけたらなというふうに思いました。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

困窮者支援につきましては、同じ保健福祉部内の別の課でやっておりますので、是非そこと連携を図りまして、計画の方にもその旨の記載を検討させていただきたいと思います。

【平井部会長】

はい。お願いいたします。経済的な困窮がやっぱり大きな困難を抱えることになっていると思いますので、是非よろしくお願いいたします。

他ございませんでしょうか。はい、お願いいたします。

【山崎委員】

11 ページの相談支援のところ、「本人中心の相談支援を進めることが何よりも重要です」というふうに挙げられていますし、「本人の参画を得て、個別支援のための計画の策定に努めます」というふうにも書かれているということで、ご本人の意思を尊重した支援というのが凄く大事だと思うのです。そういった意味では、一時保護も当事者の意思を最優先して、一時保護の委託先に対して、一時保護委託ができるようにということで、一時保護の本文のところの1番最後の行ですけれども、道立女性相談援助センターとして、当事者の意思を最優先し、一時保護委託先に対して、「迅速かつ円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備します」というふうに入れていただきたいと思うのです。入所の受入にちょっと時間がかかるという話も聞いていますので、ご本人達は必死で逃げてきているので、素早く、安心できる所にとりあえず入所して、そこからいろいろ考えるというふうにしていただきたいと思います。ワンストップになるような感じで。それから役所の生活保護とかいろいろなことは、入所してから考えましょうというような体制にしてもらいたいというふうに考えています。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

計画の文言については、今の山崎委員のご意見を参考に、ちょっと検討させていただきたいと思います。

【山崎委員】

はい、お願いします。

【平井部会長】

他ございませんか。

では私の方からもよろしいでしょうか。12～13 ページの（7）同伴児童への支援ですが、家庭でDVを体験しているお子さんというのはとってもケアが必要だと思うのです。埼玉県では母子同時ケアということで「びーらぶ」というプログラムもされております。「コンカレント」というプログラムを、母子同時に、別々の部屋で、同じ内容のプログラムをするのですが、そこで対等な関係とか、暴力を使わない伝え方といったことをプログラムで学んでいくのですが、これはとても費用も場所も掛かったりもしますので、他の県がどこまで使っているのかわからないのです

が、是非、同伴児童への支援ということで、北海道としても子どものケアについてご検討いただけたらな、というふうに思っております。

【山田委員】

山田でございます。

関連しての意見ばかりなのですが、私が体験するケースでも母子同時支援のニーズは凄くあるなと思っています。お母さんはお母さんでこっち、子どもは子どもでこっちへ連れて行くとなるとかなり負担感がありまして、親に対してと子に対して、同じ施設でケアが受けられると、特にお子さんに対して困難を抱えている度合いが強いほど、母親が1人で行動するという事はかなり難しかったりしますので、子どもがケアを受けている時に母親も受けられるということだと、母親のケアが置いてきぼりにならないといえますか、ケアが両方とも受けられるということで、この同時支援というニーズは非常にあると思いますので、ぜひ埼玉県に視察等に行って、どの様なものか、北海道でも取り入れていただけたらなと思いました。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

はい、山崎委員と山田委員のご意見については参考にさせていただきます。

【平井部会長】

はい、ぜひよろしく願いいたします。

はい、山崎委員お願いいたします。

【山崎委員】

私も同伴児童等への支援のところなのですが、児相に行くと、まだまだ児相の職員は子どもが中心になるので、お母さんをちょっと加害者的に見てしまっていて、それでお母さんが凄く落ち込むみたいなことがやっぱりまだまだあるのです。ですので、児童相談所の職員へのDVの研修なんかも充実していただきたいと思うのと、それから支援調整会議ですとか、法定協議会の方に、児童相談所は必ず入っていただくということをお願いしたいと思います。

それとできるならば、児相のある地域には母子生活支援施設が必ずあるといいなというふうに思っていて、母子生活支援施設はお母さんと子どもが自立していくための大きな居場所になりますので、母子生活支援施設の充実というのも考えていただきたいというふうに思っております。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

支援調整会議への児相職員への参画については検討させていただきます。

母子生活支援施設につきましては、今、道内9施設あるのですが、なかなか北海道主導で設置ができる種別のものではないので、今のご意見は、参考にさせていただきます。

【平井部会長】

はい、ありがとうございます。

母子自立支援施設、私も札幌の隣の町の見学に行きました。70年以上経っていて、本当に広域で受けているんですね、あそこは。ですので、何とかならないのかなと思っておりますので、調査費用とか出していただけたらなと思っております。すいません、このような感想を持っておりました。

他、ありますか。山崎委員お願いいたします。

【山崎委員】

はい、沢山あってすいません。14ページの居住支援なのですが、公営住宅の空き状況等の情報提供というのがありますけれども、道営住宅の目的外使用について、札幌市は市営住宅をDV被害者とかの方に関しては、1年間目的外使用ということで、保証人も何もなく、申請したら2日後にはもう入居できる形にしているのですが、それと同じようなことを北海道の道営住宅の方でもやっていただきたいというふうに思っています。

それから16ページなのですが、関係機関との連携体制というところで、いろいろな行政との関係機関の連携というのは取りやすいと思うのですが、シェルターに入ってくるお母さんは、仕事を例えば休職するとか、ほとんどの人が辞めてシェルターに入ります。でもそれはもう、就労・労働の権利があるので、辞めない方がいいよということで、休職とかするのですが、長期になると退職勧奨されて辞めざるを得ないみたいなのところがあるので、是非この関係機関との連携体制の中に、民間企業との連携というのを入れていただいて、DV被害者について民間企業に理解していただいて、休職した後の解雇はしないとか、あとDV被害者の働く権利が保障される仕組みというものを、民間企業と一緒に作り出していくという連携もしていきたいというふうに思っています。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

まず、道営住宅の目的外使用につきましては関係部局に確認はしますが、ただ、条例等の改正が必要かなと思いますので、早々にはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

また16ページの連携の部分で、民間企業との連携ということですが、民間企業への情報提供ぐらいになるのかなと。連携となりますと全ての企業と連携していくというのは物理的に難しい面もありますので、どういう文言ができるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

【山崎委員】

はい。

【平井部会長】

はい、よろしいでしょうか。すいません、17ページの(5)教育啓発の取組で、○ホームページやリーフレットによる相談窓口の制度の周知・啓発、○学校関係者との連携による教育・啓発とあるのですが、先ほどのプラットフォーム事業で、北海道支援情報ナビという、LINEで各相談に繋がるボットですね、あれはとても便利なので、そこに道立女性相談援助センターも入っていますので、もうちょっと困難女性も相談できるみたいところで連携していただいて、ぜひ啓発と相談に繋がっていただけたらなというふうに思います。

それでは、時間も迫っておりますので、第3章の方に進んでもよろしいでしょうか。

それでは、基本計画素案の第3章について、事務局の方から説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

第3章は、現在のDV計画のものを基本的には踏襲させていただいているものでございます。項目的には1の啓発推進から、8の男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶という区

分で基本的には現計画と同じ区分としております。

まず1の啓発の推進につきましては18ページのほうに記載しております。主なものとしては、ホームページなど広報媒体の活用やパネル展、セミナーの開催ということを取組としております。

2の被害者の発見や相談体制の充実ということにつきましては、関係機関、団体市町村による積極的な情報提供、あるいは民間シェルターとの連携ということを取組に記載しております。

3の安全な保護のための体制の整備、充実ということで、25ページに記載しております。こゝは警察との連携あるいは保護命令制度のことについて、取組として記載しております。

4の自立支援、これは27ページに記載しております。就業促進、住宅の確保、あるいは福祉制度等の活用や情報提供ということを取組としております。

5の関係機関、団体の相互の連携協力につきましては30ページの方に記載しております。こちらの方の一時保護委託、あるいは民間シェルター等との連携について取組として記載しているところです。

6の職務関係者の研修、人材育成の充実等ということで、31ページに記載しております。こちらにつきましては、関係者を対象としたセミナーの実施、あるいは配偶者暴力相談支援センター職員や女性相談支援員を対象とした研修の実施ということを取組として記載しております。

なお32ページの方に、加害者の更生ということで、前回は国への要望等に止めるというような取組だったのですが、今回は国の方でも32ページの(2)のところですが、今年の5月に加害者プログラムというものが示されたのですけれども、これについての取組については、実施の可否について、今後支援調整会議等で、北海道としてできるのかどうかということについては検討させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

続きまして、7の苦情への適切な対応ということについては、32ページに記載しております。関係機関に対する適切な体制整備や、適切に対処するような働きかけを取組としております。

最後8番につきましては33ページに記載しております。関係法令を適用した厳正な対応による被害者の支援、被害者の適切な保護及び自立支援ということを取組としております。

なお、併せて第4章について、計画の推進ということで最後の34ページに記載しております。ここににつきましては、計画の推進体制、あるいは計画の点検評価ということで、最後に記載させていただいております。

私からの説明は以上です。

【平井部会長】

はい、ありがとうございます。今、事務局の方から説明ありました。基本計画素案の第3章と第4章も含めまして、審議していきたいと思っております。

【山崎委員】

すいません、それでは一気に質問させていただきます。

20ページの医療関係者からの通報というところでの取組ですが、DVに関する医療関係者の対応マニュアル、これ改定したものを北海道で作って、それで看護師さんとかお医者さんしか見られないような、そういった感じでイントラみたいな感じでやるっていうお話をされているのですが、私結構いろんな看護学校だとかで講演に行くのですが、医療関係者の人は余り知らないのですよね。これやっぱり知っておかないと困るし、知りたいという医療関係者の方もいらっしゃる

るので、今現状どれだけ利用があるのかというのを、この基本計画に入れることではないけれども、ひとつ何かをやったらそれがどう利用されているのかというモニタリングが必要だと思うので、それをやっていただきたいという事がひとつあります。

それからやはり同じくモニタリングなのですが、21 ページの民生委員、児童委員に向けた相談対応マニュアルというところもやはり 1 回研修を試みた方がいいのかなというふうに思います。

それから通報等への適切な対応なのですが、高齢者または障がい者虐待に当たる場合は、取組の 1 番最後ですね、高齢者虐待又は障害者虐待に当たる場合は、市町村に通報するとともに、届け出に関する説明を行うなどの支援を実施ということなのですが、高齢者虐待だから、障がい者虐待だから、DVは関係ないということで、他法優先にならないようにしていただきたいというふうに強く思います。ですので、但し他法を優先ではないことは確認をしてもらいたいというふうに強く思います。

それから 28 ページの総合的な支援体制の整備という取組に、まさにこれから改正した方がよいのではないかとされている、DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブックの周知と書いてありますけれども、これ真に改正しなければならぬものなので、これはどういうふうに扱うのか、今現在の物を使われると凄く困るというか、フローがあるのですが、これを相談員さんが使っているということなのです。これを見ると、まず一時保護依頼時の確認事項ということで、家を出る必要があるのかというところでチェックします。その時に命の危険があるか、受診を要する外傷はあるか、精神的ダメージが大きいのか、加害者の行動に危険性があるかというのをスクリーニングして、ないというふうになったら他の支援を検討に流されてしまうのです。あるとなった場合でも、頼れる身寄りがあるとなった場合は、加害者の知らない友人だとか、実家の方に行きなさいと言われてしまう。そして更に、身寄りもないとなった場合、じゃあ手持ち金はありますかということになって、「ある」となったらウィークリーマンションだとか、ホテル行きましょうという、危険性があるにもかかわらずこのように流されてしまう。そして、集団生活のルールがあるとか、他人と同室になる、いろいろなことが制約ありますよということを守りますというようになって、じゃあ一時保護を希望しますかということで、「する」にしたら初めて援助センターに第一報連絡。これって、逃げてきて保護して欲しいという人を篩い落とすような、そういったフローなのです。これを使われてしまったらもうとても大変なので、とりあえず新しいハンドブックができるまでは、これは使わないで行っていただきたいというふうに強く思います。以上です。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

まずですね、20 ページの医療機関関係者、それと 21 ページの民生委員・児童委員のマニュアルにつきまして、モニタリングにつきましては、手法等を含めて検討したいと思います。

28 ページの今のハンドブックですね。ハンドブックの更新は冒頭も申し上げましたが、見たところ平成 23 年のものなので、当然これは私どもとしても更新が必要だという認識であります。この 22 ページの部分ですね、このフロー図につきましては、女性相談援助センターとも検討をさせていただいて、私ども正直、手順につきましては担当課の方では熟知してない部分もございまして、女性相談援助センターとちょっと検討しまして、どういうふうにするか対応を考えたいと思いますので、少々お時間をいただければと思います。

【山崎委員】

もう一つすいません。32 ページの最後の、苦情への適切な対応なのですが、シェルターを利用した人は、お世話になったのだからということで、苦情ってなかなか言えないので、苦情の申し立てを待つのではなくて、民間シェルターでも援助センターでも、シェルターを出る時に、アンケートというか、どうでしたか？みたいなチェックだけでもいいので、職員の対応とか、こういうことが困りましたみたいなものを必ず書いてもらうというふうにすると、シェルターの状況というのが可視化できるのかなと思うので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

こちらの方につきましても、女性援助センターの方と相談して、どういう対応ができるか検討させていただきたいと思います。

【平井部会長】

21 ページの、先程山崎委員からもありました民生委員・児童委員なのですが、私もお縁がありまして、先月、和歌山県の児童委員会の研修会になぜか呼んでいただきまして、ひとり親の事やDVの事をお話させていただいたのですが、やはり本当に皆さん何かこう、初めて聞く話だったというようなことで、困難を抱えている状況でしたり、DVにあった場合どういう状況になるのかっていうことも、教えていただいたってこともありますので、道としても是非あの、児童委員の研修会とかで、そういう山崎さんの講師などでしていただけたらいいかなと思います。

本当に身近な相談員としてね、なかなか今は、都市部だと民生委員との関わりも少ないですけど、やはり地方の町村ですと、プライバシーもありますけれど、身近に対応できてその方々が正しい情報をもっていたら支援に繋がりますので、本当によろしく願いいたします。

はい。他ございませんか、時間も押し迫っておりますが、よろしいでしょうか。

最後に全体通して何かご意見、質問等はございますか。大丈夫でしょうか。

では、以上をもちまして本日の課題はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

【子ども家庭支援課 武藤課長補佐】

平井部会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でした。また活発なご議論どうもありがとうございました。

本日説明させていただきました計画素案となるべきもの、それから皆様からいただいたご意見を踏まえて、素案を修正できる部分につきましては修正をしていきたいと思っております。

更に、道庁の内部で協議・修正が必要ですので、本日いただいたご意見の全てを修正することは難しいのですが、基本的に本日お配りしたもので、11月中旬に子ども未来づくり審議会、書面開催の予定なのですが、そちらに諮ります。

それから道議会の方に報告し、今月下旬に素案として決定したいと思います。その後、広く一般道民の方に、12月からパブリックコメントを行いまして、今後、道民の方の意見を踏まえまして基本計画の案を策定する作業に入っていきます。

なおその前に、前回の部会でもお知らせしておりましたが、1月にもう一度、第4回の部会を開催させていただきたいと思っております。そこで最終的なご審議をしていただきまして、基本計画案等を固めてですね、また審議会本体、それから道議会報告を経て、3月末に道庁として正

式に基本計画案を決定するという予定としております。

ですので、第4会部会につきましては、別途日程を調整させていただきたいと思っております。

なお、特に期限は区切りませんが、本日の意見、さらに追加等ございましたら、中出の方までメールでいただければと思っております。

基本的には、これで素案として出させていただくということで、繰り返し申し上げたいと思っております。

それでは以上をもちまして、令和5年度北海道子どもの未来づくり審議会第3会困難女性支援部会を閉会させていただきます。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。